

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第一号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第五十九条第一項の規定によつて納税者又は特別徴収義務者が徴収猶予の申請をする場合においては、第十号様式の二による申請書を県税事務所長等に提出しなければならぬ。

第十号様式の次に次の一様式を加える。

徴収猶予申請書



奈良県知事 殿
奈良県 県税事務所長 殿
奈良県自動車税事務所長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）							
申請者	住所所在地	電話番号（ ） 携帯電話（ ）		申請年月日		年 月 日	
	氏 名 名 称	印			※事務所整理欄	整理番号	
納付又は納入すべき徴収金	年度	税 目	納期限	税 額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
			・ ・	円			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
	合 計			①	②		
新型コロナウイルス感染症等の影響			☐ イベント等の自粛で収入が減少 ☐ 外出自粛要請で収入が減少 ☐ その他の理由で収入が減少				

2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）									
（注）会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。									
(1) 収入の減少の状況等									
令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。									
収入	項目	年（当年）			前年同月			収入減少率 1－(③÷⑥) 1－(④÷⑦) 1－(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載 % ⑫	
		月	月	月	月	月	月		
		円	円	円	円	円	円		
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
支出								支出平均額 (⑨＋⑩＋⑪) ÷記入月数 円	
	小計	⑨	⑩	⑪					
(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。									
※職員記入欄 ☐ 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) ☐ 聴取									

税理士 署名押印	印	電話番号 ☐	税理士法第30条の書面提出有
-------------	---	----------------------------------	----------------

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6 (6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されてい る臨時支出等の額	円
		=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 ☐ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) ☐ 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) =	納付可能金額(⑮)	円
		(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②) 納付・納入すべき税	-	(⑮) 納付可能金額	=	猶予額
円		円		円

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

☐ この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- ・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。